

起債について
左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金七百八拾万円也

一 起債目的 義務教育施設整備事業費に充当するため

(町立カ一小学校建設事業費)

一 利率 年百分以内

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入時期 昭和参拾八年度

財政又は工事施行の都合で、起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法 借入先の貸付条件による

但し財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えることができない。
償還財源 税收その他一般大入

昭和三十一年十一月三十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅八年拾壹月卅日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

